宇城市こども医療費助成制度

宇城市では、医療費負担の軽減と児童の健全育成を図るために、こども医療費助成制度を実施しています。

対象者は？

宇城市内に居住し、健康保険に加入している**0歳から高校卒業（18歳になった日以後最初の3月31日）までの児童**　（※所得制限はありません）

助成の範囲は？

保険診療による医療費の一部負担金の金額を助成します。

●入院時の差額ベッド代や文書料、予防接種等、保険給付の対象とならないものは対象外です。

●学校管理下での災害による診療の場合で、「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」の対象となる場合は、こども医療費助成対象とはなりません。

病院にかかるときは？

健康保険証と一緒に「宇城市こども医療費受給者証」を提示してください！

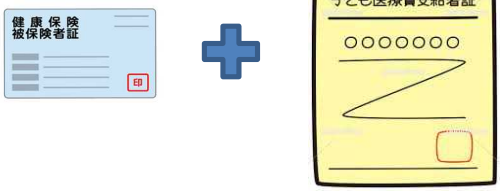

助成の内容は？（受給者証の色によって、助成内容が違います。）

ピンク色の受給者証		水色の受給者証	
乳幼児	【対象年齢】 出生～満6歳に到達し、最初の3月31日を迎えるまで ※小学校に入る前まで	児童	【対象年齢】 満6歳に到達した最初の4月1日から、満18歳に到達した最初の3月31日を迎えるまで
	【自己負担】 なし		【自己負担限度額】 保険医療機関ごとに 外来：月額上限1,000円 入院：月額上限2,000円

●入院したときや熊本県外の病院を受診したときは、こども医療費受給者証は使用できませんが助成の対象です。チラシ裏面を参照し、払い戻し（償還払い）の申請をしてください。

●病院での医療費の支払いが21,000円以上になる場合は、こども医療費受給者証を使用せず、払い戻し（償還払い）の申請をしてください。

●病院や薬局で受給者証の提示がなかった場合も払い戻しの申請が必要です。

※払い戻しの申請については裏面をご覧ください

払い戻しを受ける方法は？

健康保険証

こども医療費受給者証

病院の領収証

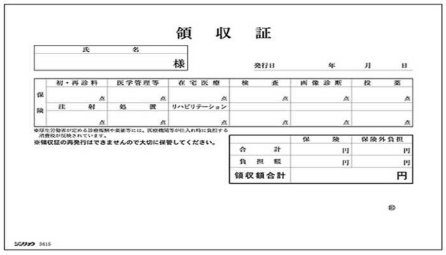

これらを持って市役所窓口へ

申請場所：本庁１階　⑦医療保険課 医療政策係 または 各支所総合窓口課

【お願い！】
補装具（コルセット、治療用メガネ等）を作成した場合や高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、健康保険からの払い戻しを受けた後にこども医療費助成申請をしてください。（健康保険からの**支給決定通知**をお持ちください）

申請期限はいつまで？

●診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して**１年以内**です。
（例：R5.5月診療分→R6.5月末まで）
●診療月の**翌月**から申請できます。

いつ振り込みされるの？

毎月２０日までの申請について、原則診療月の３か月後の第３木曜日に振込みます。
例：①令和５年5月診療分を令和５年6月10日に申請→８月第３木曜日に振込
　　②令和５年6月診療分を令和５年8月25日に申請→10月第3木曜日に振込

※ただし、高額療養費・附加給付金等に該当する場合は、その手続きを先にしてください。
支給された金額の分かる支払通知書等を提出後に医療費助成をします。

こんな時は届出が必要です。オンライン申請ができます！

●加入している健康保険が変わったとき
●住所・氏名等、受給者証の内容に変更があったとき
●振込口座を変更するとき（受給者名義の口座に限る）
●生活保護を受けることになったとき（受給者証返却）
●転出するとき（受給者証返却）
●受給者証を失くしたり、汚れたりしたとき（再交付申請）

【必要なもの】
●受給者証
●お子さまの健康保険証
●振込先が分かる通帳等

オンライン申請は
こちら→

内容変更のとき	出生・転入のとき	受給者証の紛失・破損

ご不明な点等がございましたら下記までお尋ねください

〒869-0592　宇城市松橋町大野85番地
宇城市　医療保険課　医療政策係　TEL：0964-32-1417（課直通）